

仕様書

1 業務名

下関市民会館・下関市立近代先人顕彰館特定建築物定期点検及び報告書作成業務

2 業務場所（点検対象建築物）

- (1) 下関市民会館（下関市竹崎町四丁目5番1号）
- (2) 下関市立近代先人顕彰館（下関市田中町5番7号）

3 業務目的

建築基準法第12条に基づく調査及び調査の結果報告を行なうもの

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 業務内容

- (1) 建築基準法第12条に基づく調査を実施し、その結果を市に報告すること。
- (2) 前項の調査は、次に掲げる様式またはこれらに準じた様式を用いて実施すること。（ただし、⑥は除く。）

- ① 定期調査報告概要書（建築基準法施行規則別記第三十六号の三様式）
- ② 定期調査報告書（建築基準法施行規則別記第三十六号の二様式）
- ③ 調査結果表（国土交通省告示別記様式）

※ 各項目の調査内容については、平成20年国土交通省告示282号及び令和6年国土交通省告示第974号並びに令和7年国土交通省告示第53号を確認すること。別添調査結果表の各項目に×印があるものについては、調査を行なわなくてもよいものとする。

- ④ 調査結果図（国土交通省告示別添1様式）

※ 指摘の有無にかかわらず配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所や写真を撮影した箇所があったときは明記すること。

- ⑤ 関係写真（国土交通省告示別添2様式）

※ 要是正箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付すること。

- ⑥ 付近見取図（様式自由）

※ 報告する建築物の位置を示したものとする。

(3) 前項の調査の結果報告は、点検対象建築物ごとに作成すること。なお、作成にあたっては紙媒体及び電子媒体（CD-R）各2部ずつとする。

6 資料の貸与

業務を履行するにあたり、委託者は、必要な図面等で委託者が所有するものを無償で受託者に貸与するものとし、受託者は、業務完了後は速やかに返却するものとする。受託者は、貸与された資料等の保管・取扱い等に十分注意し、情報の漏えい防止に十分注意すること。

また、万一損傷した場合は、責任をもって修復すること。

7 点検者の資格

業務における点検の実施及び報告書の作成は、建築基準法第12条第4項に規定する一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員の交付を受けている者により行うこと。

8 その他

- (1) 業務の履行に際し、市の指示に従うこと。
- (2) 安全及び環境に十分配慮して実施すること。
- (3) 作業員が起こした損害については、受託者が責任を負うこと。
- (4) 作業日時については、原則、午前9時から午後5時の時間帯で実施することとし、施設運営の支障とならないよう施設管理者と協議の上決定すること。（協議の上、午前9時から午後5時までの時間帯以外においても実施は可能とする。）
- (5) その他協議が必要な事項が発生したときは、市と随時、遅滞なく協議の上解決し業務を行うものとする。
- (6) 業務に際して、関係法令を遵守すること。

9 現場・安全管理

- (1) 施設利用者の安全に配慮すること。
- (2) 業務個所における事故及び災害防止の措置を確実に講ずること。
- (3) 賠償責任保険等必要と思われる保険に加入しておくこと。
- (4) 事故又は災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずるとともに、直ちに市及び関係官公署に報告すること。

- (5) 業務発注後に明らかになった事情により、予定していた条件により難しい場合は、市と協議すること。
- (6) 業務中の立会検査は市の指示によるものとする。
- (7) 本仕様書と別に、別紙1「特記仕様書（個人情報保護編）」、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を順守すること。
- (8) この仕様書に定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と受注者双方協議の上、定めるものとする。

特記仕様書(個人情報保護編)

下関市個人情報保護条例第 10 条の規定に基づき、乙は以下のとおり個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

- (1) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
(秘密の保持)
- (2) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。
(収集の制限)
- (3) 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- (4) 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
(適正管理)
- (5) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(複写又は複製の禁止)
- (6) 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。
(再委託の禁止)
- (7) 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。
(資料等の返還等)
- (8) 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
(事故発生時における報告)
- (9) 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 2

特記仕様書(環境編簡易)

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度(エコマーク・グリーンマーク)の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル(分別)可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第 1 条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 42 号)第 3 条に規定する基本理念に基づき、同条例第 6 条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 2 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第 6 号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約(以下「本契約」という。)の規定による。

(関係機関への照会等)

第 3 条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等について名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第 1 項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

調査結果表
(第四第一号に掲げる建築物)

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏 名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目	実施項目 ◎…実施する項目 ×…実施しない項目	調査結果		担当 調査者 番号	
			指摘 なし	要是正 既 存 不 適 格		
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	◎			
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	◎			
(3)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条に規定する通路	敷地内の通路の確保の状況	×			
(4)	（以下「敷地内の通路」という。）	有効幅員の確保の状況	×			
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	×			
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	×			
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	◎			
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	◎			
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	◎			
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	◎			
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	◎			
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	◎			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	◎			
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	×		
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	◎		
(12)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	◎	
(13)				金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	◎	
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	◎		
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	◎			
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	×		
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	◎		
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	◎			
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	◎			
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	◎			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	◎			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	◎			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	◎			
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	×			
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	◎			
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	◎			
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	◎			
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	×			
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	×			
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	×			
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	×		
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	◎			
(6)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	◎		
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	×		
(12)				部材の劣化及び損傷の状況	◎	
(13)				鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	◎	
(14)				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	×	

番号	調査項目		実施項目 ◎…実施する項目 ×…実施しない項目	調査結果		担当 調査者 番号	
				指摘 なし	要是正 既存 不適格		
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	×				
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	×				
(17)	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	◎				
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	◎				
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	◎				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	×			
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	◎				
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	×				
(23)	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	×				
(24)	天井	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	◎				
(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	◎				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	×				
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	×				
(28)		防火扉又は戸の開放方向	×				
(29)		常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	◎				
(30)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	◎				
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	◎				
(32)		常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	◎				
(33)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	◎			
(34)		警報設備	警報設備の設置の状況	×			
(35)			警報設備の劣化及び損傷の状況	×			
(36)	ラス ト ブ 設 備 ン ク	令和6年国土交通省告示第284号第1号又は第2号二に規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況	×			
(37)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	×			
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	×				
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	×				
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況	×				
(41)		換気設備の設置の状況	×				
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	×				
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況	◎				
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	×				
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	◎				
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	×				
(2)	廊下	幅の確保の状況	×				
(3)		物品の放置の状況	◎				
(4)	出入口	出入口の確保の状況	×				
(5)		物品の放置の状況	◎				
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	×				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	×				
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	◎				
(9)		物品の放置の状況	◎				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	◎				
(11)		階段	直通階段の設置の状況	×			
(12)			幅の確保の状況	×			
(13)	手すりの設置の状況		×				
(14)	物品の放置の状況		◎				
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況		◎				
(16)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の状況	×			
(17)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	×			
(18)			開放性の確保の状況	◎			
(19)	特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	×				
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	×			

番号	調査項目		実施項目 ◎…実施する項目 ×…実施しない項目	調査結果		担当 調査者 番号
				指摘 なし	要是正 既 存 不 適 格	
(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	◎			
(22)		物品の放置の状況	◎			
(23)	等 排 煙 壁	防煙区画の設置の状況	×			
(24)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	◎			
(25)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	×			
(26)		排煙口の維持保全の状況	◎			
(27)	そ の 他 の 設 備 等	非常用の進入口等	×			
(28)		非常用の進入口等の維持保全の状況	◎			
(29)	非 常 用 エ レ ベ ー タ ー	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	×			
(30)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	×			
(31)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	×			
(32)		物品の放置の状況	×			
(33)		非常用の照明装置	×			
6 その他						
(1)	等 特 殊 な 構 造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	◎			
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	◎			
(3)	免 震 構 造 建 築 物 の 免 震 層 及 び 免 震 装 置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	◎			
(4)		上部構造の可動の状況	◎			
(5)	避 雷 設 備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	◎			
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突	◎			
(7)		煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	◎			
(8)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	◎			
(9)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	◎			
7 上記以外の調査項目						
その他確認事項						
法第12条3項の規定による検査を要する防火設備の有無						
□有（ 階） □無						
特記事項						
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。